

トラクター・コンバイン・フォークリフト等の 小型特殊自動車をお持ちの方へ

農業・製造業・土木建設業などで使用する下記規格の小型特殊自動車は、地方税法上、公道走行の有無に関わらず、所有していることで軽自動車税が課税されます。そのため、田畑や工場・敷地内のみで使用する車両であっても軽自動車税の申告を行い、車体に課税標識（ナンバープレート）を取り付けていただく必要があります。該当する車両を取得した方（法人を含む）または現在未申告の車両を所有している方（法人を含む）は、速やかに軽自動車税の申告手続きをお願いします。

【軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の規格】

	長さ	幅	高さ	最高速度	総排気量
①農耕用	制限なし	制限なし	制限なし	35 (km/h) 未満	制限なし
②その他	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 (km/h) 以下	制限なし

① 農耕作業用自動車(乗用)

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

② その他

ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータースーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレイカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車

※農耕作業用自動車で最高速度35km/h以上のものや、その他の自動車で上記規格の1つでも超えると大型特殊自動車に該当します。大型特殊自動車で事業用資産の場合は、固定資産税の課税対象となりますので償却資産の申告が必要となります。

≪申請場所≫市役所税務課課税係⑦番窓口

≪申請に必要なもの≫販売証明書(譲り受けた場合は譲渡証明書または廃車済証明書)、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、車名と車台番号の情報

◎車種等の判別が困難な場合は、販売店へお問い合わせください。

◎乗用でないもの(歩行型農作業機など)は軽自動車税の課税対象ではありませんが、事業用資産の場合は固定資産税(償却資産)の課税対象になります。

◎これまで軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車を、固定資産税(償却資産)として申告されていた場合は、償却資産の修正申告が必要です。

〔問合せ先〕税務課課税係(Tel 76-1066)